

# 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とちぎ消費者リンクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費者の被害の防止及び救済のための活動を主たる目的とし、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互援助を図りつつ、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、並びに消費者被害の未然若しくは拡大防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下単に「法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る特定非営利活動事業として、次の事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の実態調査・研究、情報の収集・提供事業
- (2) 各種消費者被害の拡大防止のための事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止め請求、その他の是正を図る事業
- (3) 各種消費者被害防止・救済に関する啓発事業
- (4) 消費者教育事業
- (5) 各種消費者施策に関する研究・提言事業
- (6) 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の四種類とし、団体正会員及び個人正会員(以下あわせて「正会員」という。)をもって法における社員とする。

(1) 個人正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人

(2) 団体正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した団体

(3) 個人賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した個人

(4) 団体賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業に賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した入会申込書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 4 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は退会の意を記載した書面を理事長に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは資格を喪失する。
  - (1) 退会届を提出したとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 会費を継続して2年以上滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に事前に弁明の機会を与えたうえで、理事会において出席理事の3分の2以上の議決にもとづき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の名誉若しくは秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事の互選によって、1人の理事長、2人の副理事長を選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員と兼任することはできない。

5 役員のうちには、法第20条各号、消費者契約法第13条第5項第6号に該当する者がないてはならない。

6 理事の数のうちに占める特定の事業者(消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業者を除き、当該事業者との間に発行済株式の総数の2分の1以上の株式の数を保有する関係その他の消費者契約法施行規則で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の消費者契約法施行規則で定める者をいう。以下本条において同じ。)の数の割合が3分の1を超えてはならない。

7 理事の数のうちに占める同一の業種(消費者契約法第13条第3項第2号に当たる事業

者を除き、消費者契約法施行規則で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が2分の1を超えてはならない。

8 理事は、前2項に規定する事業者の関係者に該当する場合又は新たに該当することになった場合、当該事業者の名称及び役職を理事会に届け出なければならない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人の業務を総理する。

2 理事長及び理事長が指名した副理事長の1名はこの法人を代表し、他の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する

4 理事は、理事会を構成し、法令・定款及び総会の議決に基づき業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 第1号及び第2号の点について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を求ること。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会の議決にもとづいて解任することができる。

(1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には、役員報酬を支給しない。

2 役員には、その職務執行に要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 会費の額の決定
- (7) 役員の選任・解任及び職務
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時・場所・審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも5日前までに正会員に対して通知を発送しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員の表決権総数3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決等)

第25条 総会の議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の表決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることできない。

(表決権等)

第26条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正社員は、第24条、第25条第2項、第27条第2項第2号、第45条、第46条第2項及び第49条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事は、議長において議事録を作成する。

2 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から議長が選任した議事録署名人2人以上が記名、押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 活動予算が総会で議決されるまでの暫定予算に関する事項
- (4) 活動予算の補正に関する事項
- (5) 事業者等の不当な事業活動に対する差止請求に係る訴えの提起その他の是正を図る行為に関する事項
- (6) 消費者の被害に関する情報の収集及び提供、差止請求権の行使の結果に関する情報の提供業務に関する事項
- (7) 委員会その他の組織構成及び委員の任免に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集及び開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に理事長が招集し、開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

2 理事長は、前項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第30条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は、理事長若しくはその指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会の議事は、次項に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前項にかかわらず、差止請求関係業務(消費者契約法第13条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の執行に関する事項については、理事総数の過半数によって決定する。
- 4 差止請求関係業務の執行に係る重要な事項(消費者契約法第13条第3項四号イ(2)に規定するものをいう。)の決定は、理事又はその他の者に委任することができない。

(表決権等)

第32条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはFAX又は電子メール(以下「書面等」という。)をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第30条、第31条第2項及び第33条第2項第2

号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 緊急を要する場合は、理事長から、全理事に対し、書面等により通知し、賛否を求め、書面等により理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。
- 5 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。
- 6 理事会の審議及び議決の内容が特定の事業者等に対する差止請求権の行使その他一定の行動を決議するものである場合、当該事業者等の役員及び使用者並びに当該事業者等から業務を受託するなどの取引関係を有する者は前項に定める特別の利害関係を有する者とみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事は、議長において議事録を作成する。

- 2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印をしなければならない。
- 4 前条第4項の規定により議決した場合には、理事長が全理事に対し通知した発議日時、送付方法、議決確定日時、通知した事項、通知から表決までの経緯及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって、議事録とする。
- 5 前項の議事録には、理事長及び理事長が指名した理事2名が記名、押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会の設置等)

第34条 この法人は、業務企画の推進のために、各種委員会等を設置することができる。

- 2 各種委員会の委員の選任方法、設置ならびに運営等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要により事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

(備え付け書類)

第36条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写し、並びに法第28条において備え置きが定められた書類を備え置かなければならない。

(閲覧)

第37条 会員及び利害関係者から前条の備え付け書類の閲覧請求があつたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理等)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経理においては、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分しなければならない。
  - (1) 差止請求関係業務
  - (2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）
  - (3) 前2号に掲げる業務以外の業務
- 3 この法人の経費は、資産をもって支弁する。
- 4 第38条第6号に定める資産は、差止請求関係業務に要する費用にあてる。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(活動予算及び決算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 この法人の活動決算は事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 5 この法人の会計については一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 6 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の表決権総数の3分の2以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消

2 前項第1号の事由により解散する場合は、出席した正会員総数の表決権総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

（消費者契約法第28条第5項により積み立てられた積立金に残余がある場合の処分）

第48条 この法人が差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けた後にその認定が失効若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、消費者契約法第28条第5項により積み立てられた積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を他の適格消費者団体（消費者契約法に基づき差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合には当該団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは、消費者契約法第13条第3項第2号に掲げられている要件に適合する団体であつて内閣総理大臣が指定する者又は国に帰属させるものとする。

2 前項の帰属先は、理事会において決定する。

（合併）

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員総数の表決権総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告

（公告）

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第12章 雜則

（委任）

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第13条第1項、同条第2項の規定にかかわらず、設立総会において定める次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2018年に開催する通常総会終結の時までとする。

理事長	山口 益弘
副理事長	竹内 明子
副理事長	鈴木 洋平
理事	葛谷 理子
理事	小菅 佐紀
理事	白土 美代子
理事	杉原 弘修
理事	高岡 得郎
理事	中田 和良
理事	服部 有
理事	北條 俊介
理事	山田 英郎
監事	黒川 辰美
監事	竹田 進之介

3 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2017年3月末までとする。

5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人正会員	年会費一口	3000円で一口以上
団体正会員	年会費一口	10000円で一口以上
個人賛助会員	年会費一口	1000円で一口以上
団体賛助会員	年会費一口	5000円で一口以上

#### 附 則

1 この定款は、所轄庁の認証のあった2018年8月24日から施行する。

#### 附 則

1 この定款は、所轄庁の認証のあった2019年2月4日から施行する。